

会費及び加入金賦課徴収規約

(目的)

第1条 この規約は、板倉町商工会（以下「本商工会」という。）定款第10条第5項及び第12条に規定する加入金及び会費の賦課徴収基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(加入金、会費の負担義務)

第2条 本商工会に入会した者は、加入金及び会費を負担しなければならない。

(加入金)

第3条 本商工会の加入金は、次の各号のとおりとし、本商工会の加入承認通知受領後、遅滞なく納入しなければならない。

- 一 個人会員 1,000円
- 二 法人会員 2,000円

(会費の賦課基準)

第4条 会費の賦課は、次の区分し、理事会において決定するものとする。

2 会費の額は次のとおりとする。

区分	法人事業者		個人事業者		町外事業者
	株式会社、定款第9条第1号に定める各種法人・団体	特例有限会社、合同会社、合資会社、合名会社	青色申告者	白色申告者	
金額	18,000円	15,000円	10,000円	6,000円	20,000円

3 年度中途に加入した会員に対する賦課は、9月30日以前のは年額を、10月1日以後の加入のときは、年額の2分の1とする。

4 年度中において区分変更が生じた会員に対する賦課は、翌年度より新区分にて賦課する。

(会費の調整)

第5条 会員のうち次の各号に掲げる者については、前条の規定にかかわらず、特別会員とし、理事会において調整し、前条第2項に規定する額を超えて賦課することができる。

- 一 金融機関
- 二 大規模事業所
- 三 各種団体
- 四 その他理事会が前各号に定める事業所と相当と認めた事業所

(会費の徴収方法)

第6条 会費の徴収は、金融機関からの口座振替とし、7月末日及び11月末日の年2回に分けて納入しなければならない。

(会費の払込みの猶予及び免除)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、理事会の承認を得て、会費の納入を猶予又は免除を受けることができる。

- 一 天災、火災等のため相当の損害を受け、会費の納入が困難なとき
- 二 事業主が傷病のため、事業を一時中止したとき
- 三 その他理事会が前各号に掲げる事由と同等と認めたとき

2 前項第1号、第2号に規定する事由が発生し、会費の納入の猶予又は免除を必要とする会員は、所定の申請書類を提出しなければならない。

3 第1項第3号に規定する事由のときは、当該役員が前項の手続きを行うものとする。

4 会長は、前2項の申請があったときは、理事会に諮り、その結果を当該会員に通知しなければならない。

(会費等の返還)

第8条 会員が既に納入した会費及び加入金は、これを返還しない。ただし、過誤による場合はこの限りでない。

附則

この規約は、昭和61年5月23日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

この規約の一部改正は、平成8年5月28日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

この規約は、平成20年 月 日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この規約は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。